

# 教育功労者を表彰

6月24日(金)に、市の教育に功労のあった方の表彰式が市役所で行われ、次の方に表彰状、感謝状が授与されました(敬称略)。

- 〔表彰状〕  
 ▽学童農園に協力している個人または団体  
 植竹辰男、岸野喜美利、岸野昌、中島良平、東京学芸大学、高杉啓、中島志知、浅見三三、浅見美奈子、中村正男、大久保春男、田村昭三、向野弘、高橋信博、神山和平、清水和子、清水あゆみ、福島和宏、加藤稔、深谷勉、井上公孝、小野義雄〔感謝状〕  
 ▽退職者  
 藤原裕(前一小校長)、

# 後期高齢者医療制度

## 平成23年度保険料の納入通知書を発送

◆保険料額決定通知書を送付します  
 平成23年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書と納入通知書を7月13日(水)に発送します。

また、4月以降、すでに保険料が年金から天引きされている方には7月21日(木)に発送します。平成23年度の保険料率は前年度と同じです。また、保険料の軽減については、お問い合わせください。  
 ◆負担割合が変わる方に保険証を送付します  
 病院などの窓口で支払う

# 行財政再構築推進委員会委員を募集

市では、平成22年度に今後5年間の行財政運営の方向付けを行う、第2次行財政再構築プランを策定しました。プランで掲げる取り組みの進捗状況などに意見や助言をする委員を募集します。

応募資格 市内在住の方  
 ※ほかの審議会などの公募委員(任期が平成23年9月までに終了する方を除く)は応募できません。  
 募集人数 3人  
 任期 10月から平成26年9月までの3年間  
 ※任期中、6回の委員会を、平日に市役所で開催する予定です。



医療費の一部負担金の割合は、毎年8月1日に前年の所得に基づいて見直されます。負担割合が変わる方には新しい保険証を送付しますので、古い保険証は同封の返信用封筒または窓口にて必ず返却してください。詳しくは、7月中旬に東京都後期高齢者医療広域連合が発行する広報「東京いきいき通信」にて確認ください。

# 国民健康保険

70歳未満の方の入院医療費の窓口支払い額

報酬 1万2千円(日額)申込み 7月25日(月)まで(必着)に「わたし」が考えるこれからの市民と市役所の関係」(第2次行財政再構築プラン)では、市民と行政とが対等な立場で協働して公共サービスを担う「新しい公共空間」の形成を基本的な視点の一つとして掲げています(テーマにした作文(800字程度)に、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、フアクシミリ、電子メール可))

資料コーナー(市役所1階)、図書館、公民館、小平市ホームページでご覧いただけます。  
 問合せ 行政経営課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9756、FAX(346)9513、gyoseikeiji@city.koaiira.lg.jp

# 排水設備工事責任技術者に関する制度変更

6月30日から排水設備工事責任技術者資格試験および更新講習の実施者が、「日本下水道協会東京都支部長」から「東京都下水道局長」に代わりました。  
 同時に排水設備工事責任技術者は、新たに東京都下水道局で登録を行うことになりました。  
 書または入院証明書をお持ちください。

# 入院時の食事代の自己負担額(1食当たり)

| 区分                         | 金額                 |      |
|----------------------------|--------------------|------|
| ① 一般                       | 260円               |      |
| ② 住民税非課税の世帯に属する方など(③以外の方)  | 過去1年間の入院が90日以内     | 210円 |
|                            | 過去1年間の入院が90日を超えている | 160円 |
| ③ ②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方 | 100円               |      |

て高額な医療費がかかる場合、限度額適用認定証を掲示すると、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額で済みます。  
 問合せ 保険年金課後期高齢者医療係 ☎042(346)9538

帯の方(右表の②、③) ※平成23年1月2日以降に転入した方は、平成23年1月1日現在の住民登録地の市区町村が発行した世帯全員の平成23年度住民税非課税証明書(所得金額の記載のあるもの)が必要です。 ※申請日以前の1年間の入院日数が90日を超えている場合、食事代がさらに減額されます。申請をしていない方は、その日数分の領収

# 国民年金

◆保険料免除などの申請 経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度(全

額一部)、「若年者納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。保険料の免除・猶予を受けたい場合は、申請手続きは、住民登録をしている市区町村の国民年金受付窓口でできます。なお、平成22年度分(平成22年7月分~平成23年6月分)の免除申請、若年者猶予の受付は、平成23年8月1日までです。  
 問合せ 保険年金課 ☎042(346)9531、武蔵野年金事務所 ☎0422

は、(表2)のとおりです。◆保険料の軽減措置 低所得者で特に生計が困難な方に、保険料の軽減措置があります。対象 次の要件すべてに該当する方  
 ▽保険料徴収の所得段階が

は、(表2)のとおりです。◆保険料の軽減措置 低所得者で特に生計が困難な方に、保険料の軽減措置があります。対象 次の要件すべてに該当する方  
 ▽保険料徴収の所得段階が

表1 平成23年度 65歳以上(第1号被保険者)の段階別保険料(年額)

| 対象  | 年額保険料   |
|---|---------|
| 第1段階 生活保護の受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者、または老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税   | 19,400円 |
| 第2段階 市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と前年の公的年金等の収入金額の合計が80万円以下                 | 19,400円 |
| 第3段階 市民税非課税世帯で第2段階に該当しない  | 30,200円 |
| 特例 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等の収入金額の合計が80万円以下 | 38,800円 |
| 第4段階 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、特例第4段階に該当しない                    | 43,200円 |
| 第5段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満                                 | 47,500円 |
| 第6段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満                          | 54,000円 |
| 第7段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満                          | 59,100円 |
| 第8段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満                          | 64,800円 |
| 第9段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上                                 | 75,600円 |

表2 介護保険料の納め方

| 対象  | 納期   |
|---|--|
| 年金から天引き(特別徴収) 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金などの年金が年額18万円以上の方  | 年6回(年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月) ※支給されている年金から天引き。  |
| 納付書で納める(普通徴収) ●老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金などの年金が年額18万円未満の方(支給していない方を含む) ●年度の途中で所得段階が変更になった方 ●年度の途中で65歳(第1号被保険者)になった方 ●現況届の未提出などで年金が支給停止となった方 | 年8回(7月~翌年2月) ※納入通知書で指定の金融機関から納めていただくか、口座振替をご利用になれます。 ※口座振替未登録の方に、口座振替依頼書を納入通知書といっしょに送付します。 |

問合せ 介護福祉課 ☎042(346)9510

# 審議会などの日程

午後2時~4時  
 中央公民館学習室  
 定員 20人  
 申込み 当日、午後1時30分から、会場受付(先着順)  
 問合せ 障害者福祉課 ☎042(346)9540

午後2時から  
 中央図書館2階会議室  
 定員 10人  
 申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)  
 問合せ 中央図書館 ☎042(345)1246

午後2時から  
 市役所6階大会議室  
 定員 40人  
 申込み 当日、午後1時40分から、会場受付(先着順)  
 問合せ 教育庶務課 ☎042(346)9568